

資料 1

「岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」（岡山県）

○岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

平成十四年十二月二十日

岡山県条例第七十号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例をここに公布する。

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号。以下「法」という。)第三条第三項及び第五条の規定により、岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機による投票)

第二条 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙の投票(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。)は、法第三条第一項の条例を定めた市町村のうち新見市の区域内の投票区に限り、選挙人が、自ら、投票所(期日前投票所を含む。)において、電磁的記録式投票機(法第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。)を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体(法第二条第一号に規定する電磁的記録媒体をいう。)に記録する方法によるものとする。

(平一五条例五〇・一部改正)

(電磁的記録式投票機における表示の方法)

第三条 電磁的記録式投票機における法第五条の公職の候補者の氏名及び党派別(以下この条において「候補者の氏名等」という。)の表示は、公職の候補者間の衡平が確保されたものでなければならない。

2 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示は、選挙人が当該表示に係る文字を正確かつ容易に認識できるものでなければならない。

3 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示は、すべての候補者の氏名等を当該電磁的記録式投票機の一の画面又はパネル等に同時に表示する方法によるものでなければならない。ただし、すべての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の一の画面に同時に表示した場合に、公職の候補者が多数のため当該表示に係る文字が小さくなる等により選挙人が当該文字を正確かつ容易に認識できないおそれがあると岡山県選挙管理委員会(以下「県委員会」

という。)が認めるときは、次に掲げる方法のうち県委員会が指定するものによるものとする。

- 一 すべての候補者の氏名等を五十音により編集し、及び構成し、操作により氏名がその音で始まる候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の画面に同時に表示させる方法
- 二 すべての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の画面の大きさを超える大きさを編集し、及び構成し、操作により候補者の氏名等を当該画面に順次表示させる方法
- 三 すべての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の画面の大きさを複数に分割して編集し、及び構成し、操作により当該画面の表示を切り替え、候補者の氏名等を当該画面に順次表示させる方法
- 4 選挙人が電磁的記録式投票機を操作することにより公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択したときは、引き続き、当該選択に係る候補者の氏名等が当該電磁的記録式投票機の画面に表示されなければならない。
- 5 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示は、選挙人が視覚に障害があること等により当該表示に係る文字を認識することが困難であると投票管理者が認める場合には、当該選挙人の申出により音声によることができるものとする。この場合における音声による表示は、選挙人が候補者の氏名等を正確に聴き取ることができるものでなければならない。
- 6 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示の順序は、公職選挙法第一百七十五条第三項の規定によるくじで定める順序とする。ただし、第三項第一号に規定する各音における候補者の氏名等の表示の順序は、市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに音別にくじで定める順序とする。

(その他)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以後その期日を告示される岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙について適用する。

附 則(平成一五年条例第五〇号)

この条例は、平成十五年十二月一日から施行し、この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の規定は、同日以後その期日を告示される岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙について適用する。